

自己表現について Q & A

令和4年1月28日

広島県教育委員会

一部更新 令和7年10月30日

広島県公立高等学校入学者選抜において実施する「自己表現」について、中学生のみなさん向けに、よくある質問をまとめましたので、参考にしてください。

このQ & Aの内容以外にも、聞いてみたいことや、わからないこと、不安なことなどがある場合は、志願先の高等学校や高等学校を所管する教育委員会に遠慮なくお問い合わせください。

このQ & Aは随時、追加・更新していく予定です。

<目次>

【1 趣旨等について】

Q 1 - 1 なぜ「自己表現」を実施するのですか？

【2 実施方法について】

Q 2 - 1 「自己表現」はどのように行われるのですか？

Q 2 - 2 検査官からの質問は必ず行われるのですか？

Q 2 - 3 検査官からの質問の内容を教えてください。

Q 2 - 4 検査官は何人いるのですか？

Q 2 - 5 集団面接のように集団で行われることはありますか？

Q 2 - 6 「自己表現」が5分を超えてしまったらどうなりますか？

【3 表現内容・方法について】

Q 3 - 1 表現する内容に決まりはありますか？

Q 3 - 2 志願先高等学校を志望する理由などを言った方が良いですか？

Q 3 - 3 実施可能な表現方法を教えてください。また、禁止されていることがあれば教えてください。

Q 3 - 4 歌を歌ったり、楽器の演奏をしても良いですか？

Q 3 - 5 実施できない表現方法である「検査場内で実施できないもの」とは、例えば何ですか？

Q 3 - 6 実施できない表現方法である「他の受検者に影響があるもの」とは、例えば何ですか？

Q 3 - 7 実施できない表現方法である「安全面で問題があるもの」とは、例えば何ですか？

Q 3 - 8 日本語以外の言葉で「自己表現」をしても良いですか？

Q 3 - 9 検査官に質問したり、作業をお願いしたりしても良いですか？

Q 3 - 10 自己表現カードはなくなりましたが、表現する内容を書いた原稿を持ち込むことはできますか？また、持ち込んだ原稿を読んでも良いですか？

【4 持ち込み・使用可能な物品について】

- Q 4－1 持ち込んで使用しても良いものを教えてください。
- Q 4－2 持ち込んではいけないものや使用してはいけないものはありますか？
- Q 4－3 必ず物品を使用しないとイケないのですか？
- Q 4－4 タブレットなどの I C T 機器を使用することはできますか？
- Q 4－5 プロジェクターやスクリーンは、検査場で用意されていますか？
- Q 4－6 動画や音声の提示が 30 秒を超えてしまったらどうなりますか？
- Q 4－7 持ち込んで使用する資料などは、自分で作ったものでなければダメですか？

【5 評価について】

- Q 5－1 評価について教えてください。
- Q 5－2 検査官からの質問に対する回答も評価の対象になりますか？
- Q 5－3 人前で話すことが苦手です。「自己表現」で不利にならないですか。
- Q 5－4 部活動や生徒会、ボランティア活動などの実績は評価しないと聞きました。本当ですか？
- Q 5－5 高等学校ごとの評価規準を教えてください。

【6 特別措置について】

- Q 6－1 選択性緘黙等で、話すことが難しいのですが、配慮してもらえますか？
- Q 6－2 入学者選抜に関する特別措置願の申請方法を教えてください。【更新】

【7 その他】

- Q 7－1 自分が考えている内容や方法が実施できるかどうか、持ち込みができるかどうか不安です。事前に相談することはできますか？

【1 趣旨等について】

Q 1－1 なぜ「自己表現」を実施するのですか？

- 広島県教育委員会では、
みなさんが、これから大人になり、社会に出ていった際には、
- ・ 自分自身のことを理解する「自己を認識する力」
 - ・ 自分の夢や目標、やりたいことなどについて、自分で考え、選択し、自らの意志で決める「自分の人生を選択する力」
 - ・ 自分自身のことや自分の意見などを、相手に理解してもらえるように、相手や場面に応じて、工夫しながら伝える「表現する力」
- が必要になってくると考えており、中学校を卒業する 15 歳の段階で、本県の生徒全員に、このような力を身に付けてもらいたいと考えています。
- そのため、「広島県の 15 歳の生徒に身に付けておいてもらいたい力」としてこれらの力を明示し、どのくらい身に付いているのかをみるために、公立高等学校入学者選抜において、受検者全員に「自己表現」を実施しています。
- 「自己表現」では、自分自身のこと（得意なことやこれまで取り組んできたことなど）や、高等学校に入学した後の目標などについて、自分で選んだ言葉や方法で、自分らしく、伸び伸びと表現してください。
- また、これまで中学校の先生が調査書に記載していた特別活動の記録や、スポーツ・文化・ボランティア活動等の記録などは、調査書に記載しないこととして、みなさんが「自己表現」の中で、自分自身でアピールすることにしています。
- 活動の実績そのものを評価する訳ではありませんので、みなさんの夢や目標を大切にしながら、“自分らしい”中学校生活を送ってください。
- 先生や友達に何でも話すことができ、相談することができる安全で安心な学校生活の中で、みなさんは「自己を認識し、自分の人生を選択し、表現することができる力」を身に付けることができますと思います。

【2 実施方法について】

Q 2 - 1 「自己表現」はどのように行われるのですか？

- 原則として、個人ごとに面談形式で実施します。
- 一次選抜の場合、
みなさんは、第2日又は第3日に自己表現を実施します。
- みなさんは、自分自身のこと（得意なことやこれまで取り組んできたことなど）や高等学校に入学した後の目標などについて、自分で選んだ言葉や方法で表現します。
- 自己表現後は、検査官から、自己表現した内容に対する質問がありますので、回答してください。
- 一人当たりの自己表現にかかる総時間は10分以内です。
〔自己表現する時間は5分以内、自己表現後の検査官からの質問に回答する時間は3分以内、入退室にかかる時間は2分以内です。なお、準備する時間は、自己表現5分以内に含みます。〕
- 詳しくは、資料「自己表現の実施について」を参考にしてください。
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/jikohyougen-mokuji.html>

Q 2 - 2 検査官からの質問は必ず行われるのですか？

- 必ず行われます。
検査官からの質問は、みなさんが行った「自己表現」の内容に対して行われますので、自分自身のことや自分の意見などをしっかりと回答してください。
- 検査官からの質問に対するみなさんの回答も含めて、「自己表現」の評価を行います。

Q 2 - 3 検査官からの質問の内容を教えてください。

- 検査官からの質問は、みなさんが行った「自己表現」の内容に対して行われます。
みなさん一人一人の「自己表現」の内容によって質問する内容も変わってきますので、事前に決まった質問はありません。
- 例えば、みなさんの「自己表現」に対して、もっと知りたいと思ったことなどについて質問があるかも知れません。自分自身のことや自分の意見などをしっかりと伝えてください。

Q 2 - 4 検査官は何人いるのですか？

- 検査官の人数は、2～3人です。高等学校によって異なります。
- 検査官の人数は、各高等学校が公表する「入学者選抜実施内容シート」で、事前に確認することができます。
原則として、「自己表現」の配点が30点と記載されている場合は、検査官が2人、45点と記載されている場合は、検査官が3人ということです。

Q 2 - 5 集団面接のように集団で行われることはありますか？

- 集団で行うことはありません。
「自己表現」は、みなさん一人一人に着目して行いますので、個人ごとに面談形式で実施することとしています。

Q 2 - 6 「自己表現」が5分を超えてしまったらどうなりますか？

- 入学者選抜を公平・公正に実施するため、「自己表現」の時間は5分以内とするルールを定めています。
- 仮に、「自己表現」が5分を超えてしまった場合は、検査官から指示がありますので、速やかに終了してください。検査官の指示で速やかに終了した場合には、評価に影響はありませんので安心してください。
- 「自己表現」を行うみなさんに時間がわかるよう、例えば、終了20秒前と終了時にタイマーや卓上ベルなどの音を鳴らすなど、各高等学校で工夫をしています。

【3 表現内容・方法について】

Q3-1 表現する内容に決まりはありますか？

- 表現する内容に決まりはありません。
- 「自己表現」は、「自己を認識し、自分の人生を選択し、表現することができる力」が、みなさんに、どのくらい身に付いているのかをみるために実施します。
- 自分自身のこと（得意なことやこれまで取り組んできたことなど）や高等学校に入学した後の目標などについて、自分で考えた内容で自分らしく、自由に表現してください。

Q3-2 志願先高等学校を志望する理由などを言った方が良いですか？

- 必ずしも志願先高等学校を志望する理由を言う必要はありません。
- 「自己表現」は、「自己を認識し、自分の人生を選択し、表現することができる力」が、みなさんに、どのくらい身に付いているのかをみるために実施します。
- 自分自身のこと（得意なことやこれまで取り組んできたことなど）や高等学校に入学した後の目標などについて、自分で考えた内容で自分らしく、自由に表現してください。

Q3-3 実施可能な表現方法を教えてください。

また、禁止されていることがあれば教えてください。

- 実施可能な表現方法は、
原則として、みなさん本人が、一人で時間内に準備し、実施できるものです。
いろいろな方法が可能ですので、工夫しながら自分自身のことを表現してください。
- ただし、
 - ・ 検査場内で実施できないこと
 - ・ 他の受検生に影響があること
 - ・ 安全面で問題があることは、その場では行うことができません。
- そのような場合には、事前に動画や写真等を撮影し、当日はそれをタブレット等で提示するなどの工夫をしてみてください。

Q 3 - 4 歌を歌ったり、楽器の演奏をしても良いですか？

○ 良いです。

ただし、大きな音が出るなど、他の受検生に影響する（迷惑がかかる）と思われる場合には、事前に動画や写真等を撮影し、当日はそれをタブレット等で提示するなどの工夫をしてみてください。

Q 3 - 5 実施できない表現方法である「検査場内で実施できないもの」とは、例えば何ですか？

○ 「検査場内で実施できないもの」としては、例えば、

- ・ 高い天井や広い場所を必要とするサッカーのリフティングなどの実技の披露などがあると考えています。

○ そのような場合には、事前に動画や写真等を撮影し、当日はそれをタブレット等で提示するなどの工夫をしてみてください。

Q 3 - 6 実施できない表現方法である「他の受検者に影響があるもの」とは、例えば何ですか？

○ 「他の受検者に影響があるもの」としては、例えば、

- ・ 大きな音が出る打楽器の演奏の披露
- ・ 匂いが発生する実験などの披露などがあると考えています。

○ そのような場合には、事前に動画や写真等を撮影し、当日はそれをタブレット等で提示するなどの工夫をしてみてください。

Q 3 - 7 実施できない表現方法である「安全面で問題があるもの」とは、例えば何ですか？

○ 「安全面で問題があるもの」としては、例えば、

- ・ 宙返りなどの危険を伴う実技の披露
- ・ 野球のバットやテニスのラケットを用いた激しい素振り等の披露などがあると考えています。

○ そのような場合には、事前に動画や写真等を撮影し、当日はそれをタブレット等で提示するなどの工夫をしてみてください。

Q3-8 日本語以外の言葉で「自己表現」をしても良いですか？

○ 良いです。

例えば、英語など自分が興味をもって学んだり、得意としている日本語以外の言語を用いて「自己表現」することもあると考えています。

○ そのような場合には、例えば、「自己表現」の5分以内の一部を使ってパフォーマンスとして披露するなどの工夫も考えてみてください。

○ 帰国生徒及び外国人生徒等のみなさんで、日本語が十分には話せない、聴き取りができないなど不安がある場合には、事前に高等学校を所管する教育委員会や志願先の高等学校に問い合わせてください。

Q3-9 検査官に質問したり、作業をお願いしたりしても良いですか？

○ 検査官に質問したり、作業をお願いしたりすることはできません。

みなさんが、一人で時間内に準備し、実施できるもので「自己表現」を行ってください。

Q3-10 自己表現カードはなくなりましたが、表現する内容を書いた原稿を持ち込むことはできますか？また、持ち込んだ原稿を読んでも良いですか？

○ 自己表現カードがなくても、表現する内容やシナリオ、考え方などを整理するために作成した原稿等を持ち込むことは可能です。

ただし、例えば、持ち込んだ原稿を、そのまま読むだけということは、「自己表現」の趣旨から適切でないと考えています。

○ 自分で考えた内容で自分らしく、自由に表現することを心掛けてください。

【4 持ち込み・使用可能な物品について】

Q 4 - 1 持ち込んで使用しても良いものを教えてください。

- 持ち込んで使用して良いものは、受検者本人が一人で検査場まで持ち運ぶことができるもので、安全面や管理上で問題がないものです。
- もちろん何も使わなくても構いません。必要な場合には各自で用意してください。
- 持ち込んで使用して良いのかどうか不安な場合には、遠慮なく、事前に高等学校を所管する教育委員会や志願先の高等学校に問い合わせてください。

Q 4 - 2 持ち込んではいけないものや使用してはいけないものはありますか？

- 受検者本人が一人で検査場まで持ち運ぶことができないものは、持ち込みができません。持ち運ぶ時に、台車等は使用できませんので注意してください。
- また、安全面で問題があるものや管理上問題があるものは持ち込んだり、使用したりすることができません。
- 安全面で問題があるものとして、例えば、
 - ・ 化学薬品や爆発物管理上問題があるものとして、例えば、
 - ・ ペットや貴重品などがあると考えています。
- また、原則として、検査会場の備品等（黒板、コンセント等、検査場内にあるものを含む。）は使用できませんので注意してください。

Q 4 - 3 必ず物品を使用しないといけないのですか？

- 必ず物品を使用しないといけないということはありません。必要な場合には各自で用意してください。

Q 4 - 4 タブレットなどの I C T 機器を使用することはできますか？

○ 可能です。

プレゼンテーションソフトなどを使用して画面を提示しながら実施する場合や、写真等の画像、音声や動画（ただし、音声や動画は事前に 30 秒以内で撮影したものとしてください。）を提示する場合に使用することができます。

○ 詳しくは、資料「自己表現におけるタブレット等の使用について」を参考にしてください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/jikohyougen-mokuji.html>

Q 4 - 5 プロジェクターやスクリーンは、検査場で用意されていますか？

○ プロジェクターやスクリーンなどは用意していません。

原則として、検査会場の備品等（黒板、コンセント等、検査場内にあるものを含む。）は使用できませんので、注意してください。

Q 4 - 6 動画や音声の提示が 30 秒を超えてしまったらどうなりますか？

○ 「自己表現」で動画や音声を提示する場合は、30 秒以内とするルールを定めています。

○ 仮に、30 秒を超えてしまった場合は、検査官から指示がありますので、速やかに終了してください。検査官の指示で速やかに終了した場合には、評価に影響はありませんので安心してください。

Q 4 - 7 持ち込んで使用する資料などは、自分で作ったものでなければダメですか？

○ 「自己表現」は、受検者本人が、自分自身のこと（得意なことやこれまで取り組んできたことなど）や高等学校に入学した後の目標などについて、自分で選んだ言葉や方法で、自分らしく、伸び伸びと表現できるかどうか重要です。

よって、持ち込んで使用する資料は、受検者本人が作成してください。

【5 評価について】

Q 5 - 1 評価について教えてください。

- 「自己表現」は、「広島県の15歳の生徒に身に付けておいてもらいたい力」である「自己を認識し、自分の人生を選択し、表現することができる力」が、みなさんに、どのくらい身に付いているのかをみるために実施します。
- 評価の観点とは、「自己を認識する力」「自分の人生を選択する力」「表現する力」の3つです。
 - ・ 「自己を認識する力」では、自分は何が好きなのか、自分はどのような人間なのかなど、自分自身のことを認識することができている。
 - ・ 「自分の人生を選択する力」では、自分の夢や目標、自分がやりたいことなどについて、自分で考え、選択し、自分の意思で決めることができている。
 - ・ 「表現する力」では、自分自身のことや自分の意見などを、相手に理解してもらえるように、相手や場面に応じて、言葉の使い方や表現の仕方などを工夫しながら伝えることができている。を評価規準（到達目標）としています。
- 評定は、4点を基準として、評価の観点ごとに、5点（「十分に満足できる」状況）、4点（「おおむね満足できる」状況）、3点（「努力を要する」状況）のいずれかで評価します。
- 評価の観点や評価規準（到達目標）は、全校共通です。
- 詳しくは、資料「自己表現 評価の在り方」を参考にしてください。
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/jikohyougen-mokuji.html>

Q 5 - 2 検査官からの質問に対する回答も評価の対象になりますか？

- 検査官からの質問に対する受検者の回答も評価の対象になります。
- 検査官からの質問は、みなさんが行った「自己表現」の内容に対して行われますので、自分自身のことや自分の意見などをしっかりと回答してください。

Q5-3 人前で話すことが苦手です。「自己表現」で不利にならないですか。

- 話すことが苦手なことで、直接不利になることはありません。
- 「自己表現」は、「自己を認識し、自分の人生を選択し、表現することができる力」が、みなさんに、どのくらい身に付いているのかをみるために実施するもので、礼儀作法や話し方などのテクニックをみるものではありません。
自分で選んだ言葉や方法で、自分らしく、伸び伸びと表現してください。
- 「自己表現」では、話すことだけでなく、自分の作品や賞状などを持ち込むことや、タブレット等のICT機器を用いて資料等を提示しながら表現することも可能ですので、言葉や方法を工夫しながら自分自身のことを表現してください。
- これからも、「自分自身のことを理解すること」や「自分で考え、選択し、自分の意志で決めること」、「相手に理解してもらえるように、工夫しながら伝えること」などの力が身に付くように、自分の夢や目標を大切にしながら、様々なことに積極的に取り組んでください。

Q5-4 部活動や生徒会、ボランティア活動などの実績は評価しないと聞きました。本当ですか？

- 本当です。
部活動や生徒会、ボランティア活動などの実績は評価しません。
- 自分の得意なことやこれまで取り組んできたことを表現するために、賞状やメダル、作品などを持ち込むことは可能ですが、賞状やメダルを獲得したから有利になる、作品を持ち込めば加点されるといったことはありません。
- 例えば、表彰された成績を残すまでに、どのように取り組んできたのか、これまでにどのような苦労があったのかなどについて、検査官にきちんと伝えるように、自分で選んだ言葉や方法で表現できるようになることが大切です。

Q5-5 高等学校ごとの評価規準を教えてください。

- 「自己表現」の評価の観点や評価規準（到達目標）は、全校共通です。
- 詳しくは、資料「自己表現 評価の在り方」を参考にしてください。
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/jikohyougen-mokuji.html>

【6 特別措置について】

Q 6－1 選択性緘黙等で、話すことが難しいのですが、配慮してもらえますか？

- 疾病や障害等を理由に特別措置を希望する場合には、事前に入学者選抜に関する特別措置願を提出してください。個々の状況に応じて、合理的配慮を行います。

Q 6－2 入学者選抜に関する特別措置願の申請方法を教えてください。【更新】

- 入学者選抜に関する特別措置願の申請方法は、「令和8年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に記載しています。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/08senior-2nd-r8-nyuushi-r8-kou-r8-kou-mokuji-r8-kou-mokuji.html>

※ 各入学者選抜の「特別措置の申請」に記載があります。また、「入学者選抜に関する特別措置願（様式第3号）」について、P112に記載しています。

- わからないこと、不安なことなどがある場合は、遠慮なく、事前に高等学校を所管する教育委員会や志願先の高等学校に問い合わせてください。

【7 その他】

Q 7－1 自分が考えている内容や方法が実施できるかどうか、持ち込みができるかどうか不安です。事前に相談することはできますか？

- 実施できるかどうか、持ち込みができるかどうかなど不安なことがある場合には、遠慮なく、事前に高等学校を所管する教育委員会や志願先の高等学校に問い合わせてください。

- また、このQ & Aも随時、追加・更新していく予定ですので、参考にしてください。